

令和 2 年度におけるうなぎの稚魚の輸出承認申請の受付について

新型コロナウイルス感染症を巡る目下の状況を踏まえ、うなぎの稚魚の輸出承認申請について、本年度は下記のとおりとする。

記

貿易管理のホームページ上にて先に御案内しておりますが、新型コロナウイルス感染症を巡る目下の状況を踏まえ、本年度のうなぎの稚魚の輸出承認申請は、当分の間、窓口での申請は行わず、郵送・電子申請のみとすることとしています（「[新型コロナウイルス感染症拡大に伴う申請受付等について](#)」を御参照）ので、御留意ください（郵送申請の場合は、注 1 から注 3 までを御参照）。

また、輸出承認の申請受付期間については、「うなぎの稚魚の輸出承認について」（平成 19・03・26）貿局第 1 号・輸出注意事項 19 第 14 号）に基づき、毎年 5 月 1 日から同年 11 月 24 日までとしておりますが、本年度の申請受付期間は、令和 2 年 4 月 17 日から令和 2 年 11 月 24 日までとします。

令和 2 年 4 月 17 日以降、貿易管理部農水産室に届いた申請書については、順次審査を行い、必要に応じて問合せ等を行った上、審査が終了した順に、令和 2 年 5 月 1 日以降に輸出承認証を交付します。

なお、申請受付期間以外の事項については、「うなぎの稚魚の輸出承認について」（平成 19・03・26）貿局第 1 号・輸出注意事項 19 第 14 号）のとおりです。

注 1：申請書の申請日は、発送日としてください。

注 2：申請書等の発送に当たっては、特定記録又は簡易書留等配達記録が残る形での発送をお願いいたします。郵便事故等による未着の場合の責任は、当室では負いません。

注 3：輸出承認証についても郵送でお送りします。そのため、申請に当たっては、特定記録又は簡易書留等配達記録が残る形での発送に必要な料金分の切手を貼った上で、返信先（会社名・部署名・担当者名等）を記載した返信用封筒（レターパック等）を必ず同封してください。

<問合せ先>
経済産業省
貿易経済協力局 農水産室
調査専門職：高島、桃澤
TEL：03-3501-0532
FAX：03-3501-6006